

## 広告

### ご存知ですか？ 利根川下流域の不法投棄の実態。

右の写真は、利根川下流河川事務所が管理している河川の敷地で見つかった不法投棄の状況を撮影したものです。このように、利根川下流域ではさまざまなものが投棄されており、平成23年4月から平成24年3月までの1年間では、合計401件が発見・処理されています。



### 不法投棄の悪影響を再確認。

不法投棄の悪影響は、投棄された場所の環境悪化だけにとどまるものではありません。投棄されたゴミによって川の水質が悪化すれば、その川の水を利用しているみなさんの生活にも影響が及びます。利根川の水は、飲み水や農業、工業などに広く利用され、首都圏の生活を支えています。その水質が悪化して利用できなくなるようなことになれば、たとえ川沿いに住んでいなくても水利用の面で影響を受ける可能性があるのです。



また、洪水が起こったとき、流されたゴミが衝突したり、挟まったりして水門などが被害を受けるおそれもあります。

# 不法投棄防止！ みんなでも守ろう 美しい利根川

不法投棄防止のために、  
みんなで取り組み  
しましょう！

### 不法投棄を見かけたら、通報を！

利根川下流河川事務所が管理している河川で不法投棄を見かけたら、警察（110番）又は利根川下流河川事務所へ通報してください。利根川の安全と豊かな自然を守るために、みなさんの目と情報が必要です。

### 不法投棄防止のため、様々な取り組みが行われています。

利根川下流河川事務所では、河川のパトロールを行い、警察など関係機関とも連絡をとりながら、不法投棄の発見・防止と回収に努めているほか、河川愛護協会によるゴミ拾いなど、河川の美化・水質向上に関する市民活動のサポートも行っています。



河川パトロール



我孫子市の河川清掃活動

地域住民のみなさんや建設業協会などのボランティアによる清掃活動も行われています。

●詳しくはこちら→<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonege/oshirase/pdf/shinbun/241123x.pdf>

利根川下流域のくわしい不法投棄情報はこちら！

<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonege/oshirase/shinbun.html>



国土交通省関東地方整備局  
利根川下流河川事務所

〒287-8510 千葉県香取市佐原イ4149

☎.0478-52-6368

利根川下流

と検索

してください。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonege/>

